

(案)

補 助 金 等 見 直 し 方 針

令和 年 月

聖 籠 町

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	301	担当課	総合政策課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	持続可能な行財政運営
補助金名	結婚新生活支援補助金						中項目	多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づく
							小項目	人権が尊重され誰もが活躍できる地域社会の実
事業年度	開始年度	令和 3 年度	根拠法令・ 条例等	(仮称)聖籠町結婚新生活支援補助金交付要綱(R3.4.1施行予定)				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	対象世帯:夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満の新規に婚姻した世帯							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(住居費(賃借又は購入)、引越費用等)を支援することで、結婚の後押しを図る							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	補助経費:婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用補助上限額:1世帯当たり30万円令和3年度は、令和3年1月1日から令和4年3月31日の間に、婚姻届を提出し受理された夫婦で、対象要件を満たした世帯へ補助							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	告知の時期の早期化、他自治体との優位性の明確化、不正受給防止策を講じること			委員指摘の効果測定の方法及び事業周知について見直しのうえ、事業を継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	告知時期の早期化	○	令和3年6月に広報及びホームページに掲載し、窓口へのパンフレット配置を行う。		
	他自治体との優位性の明確化	○	近隣他団体の実施状況調査を行い、優位性(有無も含む)を確認する。	令和4年度: 優位性が確認された場合は、その点を活かした事業周知を行いたい。	
	不正受給防止策の構築	○	不正防止のための添付書類提出を義務化(実施要領に規定)している。		
	町が実施すべき必要性の整理、事業目的の明確化	○	人口減少対策としての移住定住施策で町にとって重要な事業と位置づけている。		

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	国交付金の補助上限額であり、県内で実施している他の7団体と同額である。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	申請者に対しアンケートを実施する。	令和4年度:アンケート結果を検証する。	
	③補助率の設定(1/2以内)	×			補助対象経費の上限額までの全額補助事業であり、補助率を設定している団体はない。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	令和3年6月に広報及びホームページに掲載し、窓口へのパンフレット配置を行う。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	補助対象外経費を要綱に規定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			補助対象が個人であるため、本事業に対する指摘としては不適當である。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談、申請時など、窓口等で直接対応し説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	結婚新生活支援補助金		7,500	3,000	3,000	3,000	3,000
	計		7,500	3,000	3,000	3,000	3,000
	財源	(県)地域少子化対策重点推進交付金	3,750	1,500	1,500	1,500	1,500
		一般財源	3,750	1,500	1,500	1,500	1,500

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	701	担当課	長寿支援課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	老人クラブ連合会等活動費補助金						中項目	生涯健康に暮らせるまちづくり
							小項目	高齢者福祉及び介護予防の充実
事業年度	開始年度	平成 9 年度	根拠法令・ 条例等	老人福祉法、新潟県在宅福祉事業費補助金交付要綱 聖籠町老人クラブ連合会補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	老人クラブ連合会及び単位老人クラブ							
意図 (どのような状態にしたいのか)	老人クラブ会員相互の融和と健康の維持増進を図り、孤独感の解消と生きがいある生活づくりを促進する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	・町内19団体の単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し活動費の一部を助成する。 ・単位クラブ補助率：予算の範囲内で均等割(50,000円)、事務的経費(10,000円)、会員割(600円/人)を交付 ・連合会補助率：連合会事業(300,000円)、健康づくり事業(270,000円)ふれあい事業(270,000円)に交付 ・H26年度末に二本松老人クラブが解散し、H29年度から山諏訪シニアクラブが設立され、H30年度末に亀塚老人クラブが解散し、現在は19団体が活動							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	活動実態の把握、事業内容の明確化、 老人に対する多様な活動の支援の取り 組み。			各老人クラブの活動状況、事業内容については、補助金申請 手続きの際に書類及びヒアリングにより状況把握を行っており、 今後も継続して活動状況の把握に努める。また、法に基づ く町の責務として支援を継続し、また、各クラブの理解を求め ながら、繰越金を考慮した補助内容に見直すなどの検討を行 う。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指 摘事項	老人の多様な活動に 対する支援へ	○	国の定める「老人クラブ活動等 事業実施要綱」「老人クラブ等 事業運営要綱」に基づく活動に 対し支援を行っている。		
	事業内容の明確化	○	実績報告において、活動状況を 提出させ事業内容のヒアリング を行っている。		
	活動実態の把握	○	実績報告において、活動状況を 提出させ事業内容のヒアリング を行っている。		

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	×			老人福祉法に基づいて市町村の責務として支援を行っており、同法において補助額の算定方法は定められておらず、県内市町村まちまちである。
	②客観的データに基づく効果測定	○	交付申請事業が国が定める要綱に基づく事業であるか、実績報告時に活動状況を提出させ事業内容のヒアリングにより確認を行っている。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			補助対象経費の決算額と補助算定額(人数等により算定)を比較して交付しており、近隣市等で対象経費に対する補助率を設定している市町村はない。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	×			本事業の目的は国が定める要綱において、老く活動の活性化、生きがいや健康づくりの推進により保健福祉の向上に資することを目的としている。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	対象外			本事業は国が定める要綱において、長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的としており、補助対象者の自立を促す趣旨のものではない。
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	補助対象及び対象外経費を要綱に規定する。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	○	県内他市町村の状況を参考とし、繰越金の状況による補助制度について内容検討を実施する。	R4年度:前年度見直し内容に基づいて単位老人クラブ等へ周知・説明及び要綱を改正する。 R5年度:新制度に基づく補助を行う。	
	⑨被補助者と町の関わり	○	交付申請、実績報告及び必要に応じて実施する説明会など全て対面で行い内容の確認、制度の説明を行っている。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	老人クラブ連合会活動費補助金		840	840	840	840	840
	単位老人クラブ活動費補助金		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	計		2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
	財源	(県)老人クラブ補助金	1,139	920	920	920	920
		一般財源	1,501	1,720	1,720	1,720	1,720

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	101	担当課	議会事務局	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	
補助金名	政務活動費交付金						中項目	
							小項目	
事業年度	開始年度	平成 13 年度	根拠法令・ 条例等	地方自治法第100条第14項・聖籠町議会政務活動費の交付に関する条例				
	終了予定	年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町議会議員(定数14人)							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	自治法で認められた政務活動費により、町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
	積算根拠を明確にすること			町方針の理由

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	積算根拠の明確化(①)	○	積算根拠は不明である。当時、県内町村議会の政務活動費を参考にした金額と思われる。全議員の理解が必要であるが、令和4年度までに議員の中で報酬と併せて見直しされる予定であるため、事務局として県内町村の動向を議員に示していく。	令和4年度:議員で構成する議員定数・報酬に係る特別委員会で政務活動費の金額も併せて検討、見直しが11月までに行われる予定であるため、事務局として県内町村の動向を議員に示していく。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	令和4年度までに議員の中で報酬と併せて見直しされる予定であるため、事務局として県内町村の現状、動向を議員に示していく。	令和4年度:議員定数・報酬の見直しに併せて11月までに見直しされる予定であり、事務局として県内町村の現状、動向を議員に示していく。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	県内町村議会における政務活動費支給額を特別委員会に示す。	令和4年度:県内町村議会における政務活動費支給額を特別委員会に示す。	
	③補助率の設定(1/2以内)	対象外			補助率を設定できるものではない。全国・県内の各議会、それぞれの地域の状況により支給額が決定されている。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	有識者、町民の意見を聴取するため、参考人制度を活用して特別委員会で見直しを行う。	令和4年度:特別委員会から議長へ見直しの結果を答申後、町広報及び議会広報でお知らせする。町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			運営費に対する補助ではない。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	対象外			自立を促す補助ではない。
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	交付対象外経費については、平成28年4月1日適用の取扱要領で規定済み。	令和4年度以降:既設要領により同様に取り扱いしていく。	
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	○	交付に関する規程により、各議員の収支報告書を閲覧できる状況である。	令和4年度以降:既設規程により同様に取り扱いしていく。	
	⑨被補助者と町の関わり	○	議員が町民の意思を把握するために調査等を行い、町政に反映させる活動その他住民福祉増進を図るための自治法で認められた町交付金である。	議員が町民の意思を把握するために調査等を行い、町政に反映させる活動その他住民福祉増進を図るための自治法で認められた町交付金である。	

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	政務活動費交付金		1,560	1,630	1,680	1,680	1,680
	計		1,560	1,630	1,680	1,680	1,680
財源							
	一般財源		1,560	1,630	1,680	1,680	1,680

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報									
事業コード	201	担当課	総務課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	持続可能な行財政運営	
補助金名	集会用施設建設経費補助金						中項目	多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づく	
							小項目	町民の参画と協働	
事業年度	開始年度	平成 6 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町集会用施設建設経費補助金交付要綱					
	終了予定	未定 年度							
対 象 (誰、何を)	地域活動の拠点となる集会用施設								
意図 (どのような状態 にしたいのか)	地域活動の拠点である公会堂を整備することにより、コミュニティ活動の活性化、自発的な地域づくりの気運を高め、集落を協働の一翼を担う組織に導く。								
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	集会用施設を建築・改修する集落に対して建築に要する部分に対する補助を行う。 【補助率】・新築:1/2(限度額1000万円) ・改修:1/2または3/4(バリアフリー化工事の場合)(限度額300万円) ・設備の新設・取替:1/2(限度額300万円) ・設計監理委託:1/2								

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	決算・利用状況の把握、施設の位置付けを明確にし公表すべき			次年度要望調査時点において、該当集落の状況把握に努める。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	集会用施設の位置付けの周知(④)	○	防災訓練の様子を広報掲載する際など、集会用施設の役割と関連がある内容と併せて周知する。		
	団体の決算・利用状況の把握	○	次年度要望調査の際に利用状況も確認する。		
	集会用施設の位置付けを明確化(災害時等)	○	防災訓練の様子を広報掲載する際など、集会用施設の役割と関連がある内容と併せて周知する。		

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	総工事費の1/2(被補助者との折半)としている。 ※但し、バリアフリー化の工事にかかる工事費は3/4		
	②客観的データに基づく効果測定	○	改修等の要望に対する補助件数を数値化する。	改修等の要望に対する補助件数を数値化する。	
	③補助率の設定(1/2以内)	○	かかった費用の1/2を補助することで、被補助者と町の折半としている。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	行政区長へ周知と併せて要望調査をしている。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。施設の改修結果について、広報等に掲載する。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	補助対象外経費を要綱に規定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			集落(団体)への補助ではあるが、実際の負担は各個人(住民)にあるため、集落の決算状況の把握はすべきと思うが、一概に制限するのは不適當である。
	⑨被補助者と町の関わり	○	要望・申請時など窓口等で直接対応し説明している		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		公会堂改修等工事費補助金		871	326	1,000	1,000	1,000
		計		871	326	1,000	1,000	1,000
		財源						
一般財源			871	326	1,000	1,000	1,000	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	202	担当課	総務課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	小中学校相互交流派遣事業補助金						中項目	IoT社会を切り拓く子どもの育成
							小項目	世界とつながる力の伸長
事業年度	開始年度	平成 10 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町小中学生相互交流派遣事業補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	町民							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	異文化の習慣や価値観を理解し、国際的な相互理解力を育てる。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	・ハルビン市との児童・生徒の相互交流事業実施(町小中学生ハルビン市訪問、ハルビン市小中学生聖籠町訪問)							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	廃止	町方針	見直しのうえ継続
	費用対効果を念頭に、別の方法による交流を検討すべき			本交流事業については、平成9年に締結した「聖籠町とハルビン市教育局との友好交流協定」に基づくものであり、協定書に定めのない交流事項については、双方で協議し決定するものとしている。そのためただちに廃止ではなく、今後の交流のあり方を十分に協議していき、交流方法を見直す。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	(費用対効果を念頭に) 別の交流方法を検討	○	コロナの状況も踏まえ、交流事業についてハルビン市と情報交換していく。	コロナの状況が落ち着くまでは事業を休止し、再開にあたっては交流事業のあり方を十分に協議していく。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	対象経費は、移動・滞在に係る実費で、補助率を1/2(被補助者との折半)としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	×			補助対象者が個人であり、感想文の提出はしているが、客観的なデータは測定困難である。
	③補助率の設定(1/2以内)	○	かかった費用の1/2を補助することで、被補助者と町の折半としている。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	交流事業後、広報にて周知している。(令和3年度はコロナにより中止)	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	補助対象経費は、移動・滞在に係る実費である。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			補助対象が個人であるため、本事業に対する指摘としては不適當である。
	⑨被補助者と町の関わり	○	実施する場合は、申請者に直接対応し、事前講習なども行う。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額		
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小中学校相互交流派遣事業補助金					1,200
	計					1,200
財源						
	一般財源					1,200

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	501	担当課	町民課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	保護司連絡協議会補助金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	防犯対策の充実
事業年度	開始年度	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町保護司会補助金交付要綱				
	終了予定	年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町保護司連絡協議会							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	犯罪防止活動と罪を犯した者の更生保護活動の推進を図り、安心安全な地域社会を築くため保護司会の活動を支援する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	「社会を明るくする運動」など啓発事業の啓発物品に係る経費、保護司の資質向上のため協議会が行う視察研修及び研修会に係る経費を補助する。							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	目的、補助内容の明確化、事業費補助への移行		町方針の理由	本事業には特殊性があり、保護観察所からは交通費程度の実費支給しかなく、持ち出し部分が生じる傾向にある。地域の生活安全の向上の重要な担い手であり、引き続き継続していく必要があることから、事業目的、補助内容を明確化し、運営費補助から事業費補助への移行を行い事業を継続する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	事業費補助への移行 (⑤)	○	以前は定率の事業費補助であったが、保護司は無報酬で事業が出来なくなるため8万円の定額補助となった経緯がある。基本的に事業に対する補助であることから補助率10/10、上限8万円の事業費補助とするよう要綱の改正を検討する。	令和4年度に要綱の改正を行う。	
	事業目的・補助内容の明確化	○	要綱で補助対象事業が規定されているが、対象事業を具体的に明確化し、事業費補助へ移行するよう要綱の改正を検討する。	令和4年度に要綱の改正を行う。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	町要綱で補助対象事業が規定されているが、対象事業を具体的に明確化し、事業費補助へ移行するよう要綱の改正を検討する。	令和4年度に要綱の改正を行う。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	保護司研修会等の開催回数、参加人数及び啓発活動で実施する各種集会等の参加人数により効果測定が可能。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	保護司は無報酬のため事業費の不足部分は保護司の持出しとなり、事業自体の実施が危うくなることから、10/10補助とする。	令和4年度に要綱の改正を行う。	
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	町要綱で補助対象事業が規定されているが、対象事業を具体的に明確化し、事業費補助へ移行するよう要綱の改正を検討する。	令和4年度に要綱の改正を行う。	
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立性を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	町要綱で補助対象事業が規定されているが、対象事業を具体的に明確化し、事業費補助へ移行するよう要綱の改正を検討する。	令和4年度に要綱の改正を行う。	
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			補助金交付申請の際に繰越予算が多い場合には検討が必要と考える。
	⑨被補助者と町の関わり	○	町合同で啓発活動、研修等を実施しており、連絡を密に取っている。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額				
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	保護司連絡協議会補助金		80	80	80	80	80	
	計		80	80	80	80	80	
財源								
	一般財源		80	80	80	80	80	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	901	担当課	東港振興室	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	企業立地奨励金						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	平成 27 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町企業立地促進条例				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	新潟東港工業地帯(聖籠町側)等に立地しようとする、又は既に立地している企業のうち、新潟県による地域経済けん引事業計画の承認を受けた企業							
意図 (どのような状態にしたいのか)	地域経済をけん引する設備投資を促進することで、企業振興を図るとともに、固定資産税収等による町税収入の安定、町民雇用の拡充を図る。							
事業の目的を実現するための 具体的内容 (事実関係等を含む)	・企業訪問等での奨励金制度の周知による設備投資の促進・企業立地奨励企業への企業立地奨励金等の交付 対象設備投資に係る固定資産税相当額を1年間交付／対象新規常用雇用者1名につき、50万円を3年間分割交付交付							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
	将来の税の増収効果や町民の雇用が促進されるなど、本事業の費用対効果を示すことができるのではないか。その効果について町内外に公表すべきである。			本事業の効果を町ホームページで公表する。今後も企業における設備投資を促進するため本事業を継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	事業効果の公表(④)	○	令和3年度に事業効果の公表方法等を検討する	令和4年度に事業効果等を町HP等で公表する	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	企業立地促進とともに町民雇用の拡大等を図るため、補助金額を、固定資産税相当額1カ年分、町民雇用1人当たり50万円と条例に規定している。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	企業立地奨励金の申請や事前相談、開発等に係る各種手続きから設備投資件数を拾い上げ、効果を図っている。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			固定資産税相当額を1年間交付／町民雇用1人につき50万円を3か年分割交付する制度であり、1/2補助のような仕組みではない。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	令和3年度に事業効果の公表方法等を検討する	令和4年度に事業効果等を町HP等で公表する。町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業に対する設備投資に係る固定資産税相当額を奨励金として交付することから、事業費補助と判断。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	企業の設備投資を促進するための制度であり、自主性を尊重し、自立を促すものと判断。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	聖籠町企業立地促進条例に基づく補助制度であり、同条例施行規則に規定。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			設備投資の固定資産税相当額への助成であり、団体の決算状況を判断材料としていない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談や申請時など、窓口等で直接説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	企業立地奨励金		12,468	21,805	1,630	2,750	2,750
	計		12,468	21,805	1,630	2,750	2,750
財源	企業立地促進基金繰入金		12,468	21,804	1,630	2,750	2,750
	一般財源			1			

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報									
事業コード	601	担当課	保健福祉課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現	
補助金名	聖籠町社会福祉協議会助成金					中項目	生涯健康に暮らせるまちづくり		
						小項目	地域福祉の充実		
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	社会福祉法社会福祉法人の助成に関する条例				
	終了予定	未定	年度						
対 象 (誰、何を)	町社会福祉協議会								
意図 (どのような状態にしたいのか)	社会福祉協議会運営費の一部助成により町福祉施策の総合的推進を図る。								
事業の目的を実現するための具体的内容(事実関係等を含む)	助成金の内訳は、次の2つ。①法人事務局の運営費、②障がい者団体(6団体)への交付金 法人全体の主要事業は、次の6つ。①法人事務局、②地域福祉推進事業、③高齢者支援事業、④共同募金分配金事業、⑤障害者支援センター事業、⑥杉の子の家								
	自主財源を徴しても不足する額について補助。								

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				町方針の理由

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	事業効果(地域福祉の向上)を測る指標を確立(②)	○	事業効果を測る指標として望ましい事業を精査・検討の上、指標を確立する。		
	事業効果の公表(④)	○	上記検討と併せて、公表用資料についても検討する。	令和4年度:令和3年度までの実績を取りまとめ、町ホームページで公表する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	人件費等運営費について、社協の自主財源(会費収入等)を差し引いて不足する額の全額助成である。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	事業効果を測る指標として望ましい事業を精査・検討の上、指標を確立する。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			社会福祉法により営利活動が制限されていることから義務的経費に近い補助金となっているため。なお、補助率を1/2以内に設定している市町村はない。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	×			事務局職員の人件費等の完全な運営費補助のため。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	営利を目的とせず地域福祉を推進している団体であり、本助成金が自主性、自立を阻害することはない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	×			運営費の全額助成であり、年度により必要な経費が変動するため。
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			非営利団体であり、本助成金についても余った金額を翌年度に町に返還しており、制限をかけるだけの余剰となる収入がないため。
	⑨被補助者と町の関わり	○	町の様々な福祉事業を社会福祉協議会に実施してもらっている。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	町社会福祉協議会助成金		30,728	28,257	28,257	28,257	28,257
	計		30,728	28,257	28,257	28,257	28,257
	財源						
		一般財源	30,728	28,257	28,257	28,257	28,257

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報									
事業コード	602	担当課	保健福祉課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現	
補助金名	民生委員児童委員協議会補助金						中項目	安心して暮らせる福祉のまちづくり	
							小項目	健康づくりの充実	
事業年度	開始年度	令和 2 年度	根拠法令・条例等	民生委員法、聖籠町民生委員児童委員協議会補助金交付要綱					
	終了予定	未定 年度							
対 象 (誰、何を)	民生委員児童委員協議会								
意図 (どのような状態にしたいのか)	地域に合った福祉行政を行うため、町民と行政機関とのパイプ役としての役割を担う組織の維持、確保。								
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	町民の抱える悩み事等に対する相談の受け皿として機能するとともに、要援護世帯等を訪問し、必要な調整活動を行う。また、小中学校や関係機関との情報交換会や子どもたちの登下校時の見守り、さらには資質向上のための学習会等を実施する。他市町も本町同様に委員又は協議会に対して予算が配分されている(行政からは報酬又は委託料又は補助金で支払われている)。また、事業内容についても本町同様の取り組みを行っている。 委員数(24人)R2予算・民生委員児童委員活動費2,514千円)・県民児協等負担金(236千円)								

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				民生委員活動に必要な経費についての補助金であることから、現状のまま継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	事業効果(地域福祉の向上)を測る指標を確立(②)	○	民生委員活動の連絡調整件数に基づき、指標を確立する。		
	事業効果の公表(④)	○	公表用の資料(様式・町ホームページの内容等)について検討する。	令和4年度:町ホームページで公表する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	協議会の運営や委員活動に要する経費の全額助成であり、要綱で272万円以内と規定している。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	民生委員活動の連絡調整件数に基づき、指標を確立する。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			民生委員活動による収入がないことから、必要な経費として要綱で272万円以内と定めている。なお、補助率を1/2以内に定めている市町村はない。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	×			民生委員活動に必要な経費であり、事業費に位置付けることができないため。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	補助対象経費を明示しており、その他の経費は、すべて対象外となるため。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			民生委員活動による収入がなく、当該補助金も未使用経費は年度末に町に返還することから、制限をかけるだけの余剰な収入がないため。
	⑨被補助者と町の関わり	○	民生委員協議会から町が事務委任を受けている。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	民生委員児童委員協議会補助金		2,720	2,720	2,720	2,720	2,720
	計		2,720	2,720	2,720	2,720	2,720
財源							
	一般財源		2,720	2,720	2,720	2,720	2,720

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報									
事業コード	1001	担当課	子ども教育課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成	
補助金名	多子世帯給食費補助金						中項目	教育環境の整備・充実	
							小項目	支援を必要とする児童生徒への対応	
事業年度	開始年度	令和 1 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町学校給食費補助金交付要綱					
	終了予定	未定 年度							
対 象 (誰、何を)	町内に住所を有し、認定こども園、幼稚園、小・中学校に在学する園児・児童生徒を3人以上養育している保護者								
意図 (どのような状態 にしたいのか)	少子化対策や子育て世帯の負担を軽減する								
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町内に住所を有し、認定こども園、幼稚園、小・中学校に在学する園児・児童生徒を3人以上養育している保護者へ第3子以降の園児・児童生徒の学校給食費(全額)を補助する。								

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	見直しのうえ継続
				少子化対策や子育て世帯の負担を軽減するため、子育てシステムの見直しに合わせ、令和4年度から認定こども園に在籍する3～5歳児も補助対象とする。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	園児・小中学生を3人以上養育している保護者へ、第3子以降の園児・児童生徒の学校給食費(全額)を補助する。		
	②客観的データに基づく効果測定	○		令和5年度:対象者にアンケートを実施する。(R4年度は新しい子育てシステムが始まったばかりであるため、R5年度に実施する。)	
	③補助率の設定(1/2以内)	対象外			子育て支援のひとつとして、多子世帯に対する扶助的な支援である。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	令和3年6月に広報及びホームページに掲載した。毎年申請時期には広報・ホームページ掲載および学校への文書配布により周知を徹底している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	事業費補助である。		
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	対象外			町政策から、園児・小中学生3人以上を養育している保護者への第3子以降の学校給食費(全額)を補助を現行要綱に定めているため。
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	学校給食費(全額)を補助する。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			補助対象が個人であるため、本事業に対する指摘としては不適當である。ただし、給食費の未納がないことを条件としている。
	⑨被補助者と町の関わり	○	こども園・小・中学校において事前相談、申請時など、窓口等で直接対応し説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	学校給食費補助金		4,785				
	多子世帯給食費補助金			8,217	8,217	8,217	8,217
	計		4,785	8,217	8,217	8,217	8,217
	財源						
		一般財源	4,785	8,217	8,217	8,217	8,217

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	1002	担当課	子ども教育課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	中学校通学用ヘルメット購入補助金						中項目	教育環境の整備・充実
							小項目	学校内外での安全確保への対応
事業年度	開始年度	平成 30 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠中学校通学用ヘルメット購入補助金交付要綱				
	終了予定	年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠中学校の生徒							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	聖籠中学生の自転車通学において、安全な通学を確保するためのヘルメット購入に対し、補助を行う。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	自転車通学対象者に対し、ヘルメットの購入代金として、補助を行う。1人あたり1,000円を補助している。							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				聖籠中学校に通う中学生の安全確保と町の交通安全対策の推進のため、必要な事業であり、現状のまま継続する。

→

町方針の理由	
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	聖籠中学校に入学する、自転車で通学する新1年生の児童一人に対し、ヘルメット購入者に1,000円の補助としている。※児童数(新1年生)×1,000円=補助額		
	②客観的データに基づく効果測定	○	学校において、毎月集計している「事故報告数」に交通事故についても項目があり、この報告書からも効果は図れているものとする。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	1人/個当たり概ね2,164円のヘルメットに、1,000円の補助としている。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	中学校より補助する対象生徒すべての保護者に対し、周知徹底している。(補助する対象が中学校に入学する1年生の児童でもあり、限定されているため。)	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	事業費補助である。		
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	ヘルメット購入補助としている。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			補助対象が個人であるため、本事業に対する指摘としては不適當である。
	⑨被補助者と町の関わり	○	中学校において事前相談、申請時など、窓口等で直接対応し説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	中学校通学用ヘルメット購入補助金		130	147	147	147	147
	計		130	147	147	147	147
財源							
	一般財源		130	147	147	147	147

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	401	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	聖籠町交通安全母の会交付金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	交通安全対策の充実
事業年度	開始年度	平成 9 年度	根拠法令・条例等	聖籠町交通安全条例、聖籠町交通安全対策事業費交付金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町交通安全母の会							
意図 (どのような状態にしたいのか)	町民(家庭の主婦、母親)より構成される「聖籠町交通安全母の会」の事業実施を支援することで、町民による交通安全活動の推進と各家庭における交通安全意識の高揚を図る。							
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	町民(家庭の主婦、母親)が主となり構成される「聖籠町交通安全母の会」の事業費を補助する。 【補助率】事業費の1/2(上限30万円)							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				町民(家庭の主婦、母親)により構成される「聖籠町交通安全母の会」による交通安全運動の充実化を図るため、現状のまま継続する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助率を対象経費の1/2(被補助者との折半。上限30万円)としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	町や交通安全関係団体の活動については、町民の交通死亡事故件数などにより効果を検証している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	補助率を事業費の1/2(上限30万円)としている。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	毎月の広報で、町や交通安全関係団体の活動実績などを紹介・周知している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱において、対象経費を事業費に限定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			事業費補助であることから、決算状況による制限はしない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	町交通安全対策会議に参画してもらうなど、町と当団体とが連携して交通安全運動を推進している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額		
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	聖籠町交通安全母の会交付金		300	300	300	300
	計		300	300	300	300
財源						
	一般財源		300	300	300	300

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	402	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	新発田地区交通安全協会聖籠支部交付金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	交通安全対策の充実
事業年度	開始年度	平成 9 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町交通安全条例、聖籠町交通安全対策事業費交付金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	新発田地区交通安全協会聖籠支部							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	町民及び町内事業者により構成される「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の事業実施を支援することで、本支部による交通安全運動の充実化を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町民及び町内事業者により構成される「新発田地区交通安全協会聖籠支部」の事業費を補助する。 【補助率】事業費の1/2(上限20万円)							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				町民や町内事業者により構成される「新発田地区交通安全協会聖籠支部」による交通安全運動の充実化を図るため、現状のまま継続する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助率を対象経費の1/2(被補助者との折半。上限20万円)としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	町や交通安全関係団体の活動については、町民の交通死亡事故件数などにより効果を検証している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	補助率を事業費の1/2(上限20万円)としている。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	毎月の広報で、町や交通安全関係団体の活動実績などを紹介・周知している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱において、対象経費を事業費に限定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			事業費補助であることから、決算状況による制限はしない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	町交通安全対策会議に参画してもらうなど、町と当団体とが連携して交通安全運動を推進している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額		
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	新発田地区交通安全協会聖籠支部交付金		200	200	200	200
	計		200	200	200	200
財源						
	一般財源		200	200	200	200

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	403	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	防犯対策の充実
事業年度	開始年度	平成 28 年度	根拠法令・条例等	聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	各行政区(町民)							
意図 (どのような状態にしたいのか)	各行政区におけるLED防犯灯の設置及び防犯灯からLED防犯灯への交換に係る経費を補助することにより、夜間における犯罪抑止や通行の安全、環境負荷の軽減を図る。							
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	各行政区におけるLED防犯灯の設置及び防犯灯からLED防犯灯への交換に係る経費を補助する。 【補助率】1/2(上限20,000円／基)							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				町内の防犯灯の整備やLED化を促進するため、現状のまま継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	事業拡大の検討(電気料金減少及び防犯効果)	○		令和4年度:防犯灯の一斉LED化など、事業拡大を検討する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助率を対象経費の1/2(被補助者との折半。上限2万円)としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	町内防犯灯のLED化率の推移などから、本補助制度の効果を検証する。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	補助率を1/2(上限2万円)としている。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	被補助者である行政区長には、区長会議などにおいて、本補助制度を周知している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱により、補助対象経費を限定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			防犯灯の整備やLED化率を促進するための補助制度であり、決算状況による制限は適当でない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	被補助者である行政区長には、区長会議などにおいて、本補助制度を周知している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		LED防犯灯設置等補助金		760	760	760	760	760
		計		760	760	760	760	760
財源								
	一般財源		760	760	760	760	760	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報						
事業コード	404	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業分類
補助金名	スズメバチ駆除補助金				大項目	
					中項目	
					小項目	
事業年度	開始年度	平成 23 年度	根拠法令・条例等	聖籠町スズメバチ駆除補助金交付要綱		
	終了予定	未定 年度				
対 象 (誰、何を)	スズメバチによる危険が発生した世帯及び集落					
意図 (どのような状態にしたいのか)	スズメバチ駆除の速やかな実施による町民生活の安全確保					
事業の目的を実現するための具体的内容(事実関係等を含む)	町民及び集落の所有する住宅等に出来たスズメバチの巣を駆除する場合、駆除にかかった費用を2万円を上限に1/2の額を補助する。申請方法は、本人申請と事業者による代理申請があり、代理申請の場合は、町と事前協議を行った駆除業者が申請を行う。					

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
			町方針の理由	スズメバチ駆除は、危険が伴うため、個人で駆除せずに専門業者に駆除依頼を行うよう促すことにより町民の安全を確保できることから現状のまま事業を継続する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助率を対象経費の1/2(被補助者との折半。上限20,000円)としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	実績件数により検証する。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	補助率は、1/2以内である。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助のため対象外
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱で補助対象経費を規定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			補助対象者個人であるため、本事業に対する指摘としては不適當である。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談、申請時など、窓口等で直接対応し説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		スズメバチ駆除補助金		350	350	350	350	350
		計		350	350	350	350	350
財源								
	一般財源		350	350	350	350	350	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	405	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	安全で快適な生活環境の創造
補助金名	ごみステーション整備事業補助金						中項目	生活環境の整備
							小項目	ごみ処理体制の充実
事業年度	開始年度	平成 7 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町ごみステーション整備事業補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	行政区集落							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	美しく清潔な環境の整備を促進することを目的として、ごみステーションの設置・修繕に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	ごみステーションの設置・修繕に要する経費に対し、補助を行う。							
	【補助率】 ・設置: 補助対象経費の2/3(上限160千円) ・修繕: 補助対象経費の80%(上限なし)							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	補助率の見直し			近年は、経年劣化による入替・修繕が増えており、予算の都合上、年度内の要望に応えられない事例も発生している。一方、新設の相談はほぼないことから、今後は入替・修繕中心の事業に見直し、補助率を1/2(上限100千円)に引き下げ、より多くの要望に迅速に対応できるよう改正する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	災害時等の緊急対応を除き、修繕や更新について補助率を1/2以内へ(③)	○	令和5年度の見直しに向け、集落区長に対し現時点での要望を調査し、令和4年度予算に計上する。	区長会議で令和5年度から上記のとおり見直しを行うことを説明し、要綱を改正する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	令和5年度に補助率を対象経費の1/2(被補助者との折半)とするよう見直しを行う。	区長会議で令和5年度から上記のとおり見直しを行うことを説明し、要綱を改正する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	ステーションの不具合(容量不足、故障によるごみの散乱など)による収集困難箇所がどの程度あるか収集運搬業者に確認を行う。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	令和5年度の見直しに向け、集落区長に対し現時点での要望を調査し、令和4年度予算に計上する。	区長会議で令和5年度から上記のとおり見直しを行うことを説明し、要綱を改正する。	
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	補助対象が集落であることから毎年区長会議の場で事業の説明を行っている。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自律性を損なう補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱上、対象事業費を設置、修繕に必要な経費に限定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			集落運営の原資は、個人の負担金によるものであることから、繰越金が一定以上の場合に直ちに制限を行うことは不適當である。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談、申請時など窓口等で直接対応して説明しているほか、必要に応じ現地確認も実施している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	廃棄物収納庫整備補助金		672	1,267	1,000	1,000	1,000
	計		672	1,267	1,000	1,000	1,000
財源							
	一般財源		672	1,267	1,000	1,000	1,000

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	406	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	自主防災組織活動助成金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	防災対策の充実
事業年度	開始年度	平成 22 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町自主防災組織活動助成金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	自主防災組織(行政区集落)							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	自主防災組織が防災資機材を整備することにより地域の防災力の強化							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	自主防災組織が整備する防災資機材の購入に係る経費に対し、助成する。 【補助率】1/1 上限30,000円							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				自主防災組織の自主的な活動を促し、地域の防災力を強化するため、現状のまま継続する。

➡

町方針の理由	
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	自主防災組織の自主活動促進、地域の防災力強化のための防災資機材購入に要する経費(上限:1施設 年額3万円)としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	交付件数の推移などから、本補助制度が自主防災組織の自立性等にどれだけ寄与しているか、効果を検証する。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			補助対象経費の上限額までの全額補助制度であるが、被補助者は自主防災組織に限定していることから、補助率を設定することは適当ではない。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	自主防災組織の会長などが一堂に会する会議等で周知している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主防災組織の自立を促す補助制度である。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱において、補助対象経費を限定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			自主防災組織の自立を促す補助制度であり、決算状況による制限を設けるべきではない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	年に一度、全町的な防災訓練を開催し、自主防災組織の活動を促している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	自主防災組織活動助成金		600	600	600	600	600
	計		600	600	600	600	600
財源							
	一般財源		600	600	600	600	600

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	407	担当課	生活環境課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	誰もが安心して幸せな暮らしの実現
補助金名	管理不全空き家除却費補助金						中項目	安全に暮らせる環境づくり
							小項目	空家対策の推進
事業年度	開始年度	平成 28 年度	根拠法令・条例等	聖籠町空き家等の適正管理に関する条例、聖籠町管理不全空き家除却費補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	空き家所有者等							
意図 (どのような状態にしたいのか)	防災、防犯、衛生、景観等の観点から、近隣に悪影響を及ぼすおそれがある空き家の除却を促進することで、町民の安全・安心を確保する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等を含む)	管理不全な状態と認められる空き家の除却工事の工事費等に対する補助を行う。 【補助率】1/2(上限30万円)							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	制度運用の見直し		町方針の理由	除却費や除却後の固定資産税の負担感等から、跡地の利活用まで決まらなないと除却は進まないと考えられ、除却のみならず、利活用等を総合的に促進していくよう空き家対策の全体的な見直しを行った上で継続する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	実績がない要因の分析と 制度運用の見直し	○	空き家対策を総合的、計画的に 推進していけるよう、空き家等 対策計画を策定する。	令和4年度:計画に基づく事業 の見直し及び事業の推進を図 る。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助率を対象経費の1/2(被補助者との折半。上限30万円)としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	町内における管理不全空き家件数の推移により、補助制度の効果検証を行う。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	補助率を事業費の1/2(上限30万円)としている。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	個別通知などにより、空き家所有者に対し周知している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	管理不全空き家の自主的な除却を促す補助制度である。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱において、対象経費を限定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			補助対象者が個人であるため。
	⑨被補助者と町の関わり	○	空き家所有者に対し、アンケートの実施や個別通知などにより、意向の把握や制度周知を行っている。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		管理不全空き家除却費補助金		300	300	300	300	300
		計		300	300	300	300	300
		財源						
一般財源			300	300	300	300	300	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報									
事業コード	801	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興	
補助金名	聖籠町遊休農地対策事業補助金						中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の	
							小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備	
事業年度	開始年度 平成 24 年度		根拠法令・ 条例等	聖籠町遊休農地対策事業補助金交付要綱					
	終了予定 年度								
対 象 (誰、何を)	(1)遊休農地を新規に取得又は賃借して耕作する者 (2)地区協議会(農家組合単位で組織し、遊休農地所有者を含む3戸以上を構成員とする協議会をいう。)								
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	町内の遊休農地の解消を図り、良好な農地保全・確保と有効な利用を図る								
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	遊休農地の解消を図り耕作を営む予定の者に以下に要する費用を補助する。 (1)火災などの危険や周辺に迷惑を及ぼす遊休農地を解消する活動に要する経費 ・障害物撤去、整地等に対する支援※土地改良に要する経費は除く 【補助率】補助対象経費の3分の2(1回限り) (2)景観耕作物の作付け活動等、保全管理に要する経費 ・耕うん、播種、除草等に対する支援 【補助率】補助対象経費の3分の2(年1回分、2回が限度)※1回分限度額20,000円／10a以内								

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	補助率の見直し			補助率が2/3以内となっていることから、補助率の見直しを実施し、事業を継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	補助率を1/2以内へ (③)	○	補助率の見直し検討実施、要 綱改正。	令和4年度中に要綱を改正。令 和5年度より適用し補助率1/2と する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○		近隣自治体は反当たりの単価で補助しているのに対し、本町のみ補助率での交付となっているので、補助率の改定と併せて見直しを検討する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	補助事業後5年間の管理義務を課している。また、町内農地に占める遊休農地の割合や解消面積、現場確認等で確認を行っている。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	補助率の見直し検討。	令和4年度中に要綱を改正。令和5年度より適用し補助率1/2とする。	
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	遊休農地解消にかかる補助を行うが、補助事業後5年間の管理義務を課しているため、自立を促していると言える。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱内に補助対象経費を明確に記している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			町税滞納者には補助しないよう要綱に記載している。繰越金が過大な団体ではない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	予算編成時から被補助者と十分協議を行っている。		

3 補助金等の推移(見込)

年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
聖籠町遊休農地対策事業補助金		1,004	1,680	1,000	1,000	1,000
計		1,004	1,680	1,000	1,000	1,000
財源						
	一般財源	1,004	1,680	1,000	1,000	1,000

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	802	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興	
補助金名	土地改良事業補助金						中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の	
							小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備	
事業年度	開始年度	令和 2 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱 聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱 補助金交付基準(内規)					
	終了予定	年度							
対 象 (誰、何を)	複数の農家で構成する団体等								
意図 (どのような状態 にしたいのか)	農業生産の基礎条件を整備する土地改良事業に対する経費を助成することで、高品質な農作物の生産を維持し、安定した供給及び地域の振興を図る。								
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	土地改良事業に要する費用の補助(かんがい排水、ほ場整備、農道整備、暗渠排水、客土、畑地かんがい農地開発等を行う事業に要する経費) 【補助率】 補助対象経費の1/2以内(予算の範囲内)								

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	周知の徹底			補助対象者に対しあまり周知されていないことから、広報等の媒体を利用し周知を図る。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	事業の周知徹底(④)	○		広報やホームページ等で周知する。(令和4年度)	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	同等の事業を実施している自治体と同等の補助率である。		
	②客観的データに基づく効果測定	対象外			畑かん修繕に係る補助金であり、その後の効果測定を実施する必要性が無い。
	③補助率の設定(1/2以内)	○	補助率が既に1/2以内で設定されている。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:畑かんの利用が始まる春頃にかけて、広報やホームページで周知を行う。町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	畑かんの修繕に限定した補助である。(内規で規定。)		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			制限はないが、決算状況において繰越金が過大な団体ではない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	被補助者が直接相談した上で、補助事業について協議している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		土地改良事業補助金		600	300	300	300	300
		計		600	300	300	300	300
財源								
	一般財源		600	300	300	300	300	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	803	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	農林水産振興事業費補助金(町単事業)						中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の
							小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱、新潟県農林水産総合振興事業補助金 交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	施設園芸及び農業機械設備整備農家及び農業団体							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	設備の整備による作業コストの低減と経営の安定を図る。							
事業の目的を 実現するた めの具体的 内容(事実 関係等 を含む)	施設・設備の整備に係る助成・新潟県農林水産振総合振興事業補助金 補助率:施設45%、設備30%・聖籠町農林水産振興費 補助金 →雨除けハウス(桜桃・ぶどう)導入事業 補助率:認定農業者・認定新規就農者40%、その他30%							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				県の補助事業の対象とならない施設の更新を主に対象としたものである。設備投資には高額な費用がかかり経営の大きな負担となるが、そこを支援することで、経営の安定化や営農継続に寄与している。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	近隣自治体の補助率(3/10、1/3)を参考に設定。認定農業者等については町の中心的な担い手と位置付けていることから若干、補助率を上げている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	個別の農家からのデータは徴取していないが、雨除けハウス導入による収量増や病害虫リスクの低減の効果は、一般的に認められているものである。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	1/2以内		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	JAを通じ対象となる農家へ周知を行っている。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助のため。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	経営の負担となる施設更新・導入を支援することで経営の安定や継続へのリスクを軽減するもので、自身の経営継続が前提となっている。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱等に規定。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			補助対象者が個別の農家のため。
	⑨被補助者と町の関わり	○	要望時から事業内容について確認しながら進めている。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	農林水産振興事業費補助金		7,333	3,493	3,493	3,493	3,493
	計		7,333	3,493	3,493	3,493	3,493
財源							
	一般財源		7,333	3,493	3,493	3,493	3,493

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	804	担当課	産業観光課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	農産物販売促進事業助成金						中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の
							小項目	良質な農産物の安定生産と経営安定化の支援
事業年度	開始年度	平成 28 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱				
	終了予定	令和 3 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠地場物産株式会社							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	地場農産物の販売促進と農業者の経営安定を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	販売促進のための維持管理費等の経費を定額助成する。							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	廃止・見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	赤字補てん的な補助は削減・廃止		町方針の理由	地場農産物の販売促進や園芸作物栽培の振興を目的として、地場農産物を扱う直売所であるとれたて市場へ助成をしているものであり、聖籠地場物産(株)の赤字補てんを目的とはしていない。助成金の必要性については、令和3年度から4年度にかけて、地場物産館のあり方に関する検討委員会を設置し検討する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	赤字補てん的な補助は削減・廃止(⑥)	○	助成金の削減・廃止を含め地場物産館のあり方について検討の場を設置し検討。	令和4年度中に助成金の削減・廃止を含め地場物産館のあり方について検討の場を設置し検討、対応を決定。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○		事業を継続する場合は、令和4年度中に助成金額の考え方を整理する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	とれたて市場における集客数、売上額で効果を測っている。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			定額補助であるが、実質的に1/2以内。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	毎年、議会に経営状況を報告。また、経営健全化方針、経営健全化方針に基づく取り組み状況として町ホームページに公表している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○		令和4年度中に積算根拠の明確化と合わせて整理。	
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	農家が自身の農産物を直売するとれたて市場運営に関する助成。売上アップに向けて創意工夫のある運営に努力しており、それらに寄与している。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	とれたて市場に関わる経費に限定している。	令和4年度中に積算根拠の明確化と合わせて整理。	
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			町税等の滞納はない。また、多額の繰越金のある団体でもない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	町出資の第三セクター。町では、経営健全化方針等を策定し、経営健全化に向けた取り組みをチェックしている。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	農産物販売促進事業助成金		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	計		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
財源							
	一般財源		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	805	担当課	産業観光課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	担い手育成強化対策事業補助金						中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の
							小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備
事業年度	開始年度	平成 14 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町認定農業者会育成強化補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町認定農業者会							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	農業経営に優れたリーダーで構成する聖籠町認定農業者会の育成強化を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	聖籠町認定農業者会の組織運営に要する経費の一部を補助する。							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	客観的データの把握・公表			委員指摘の客観的データの把握・公表について見直しの上、事業を継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	客観的データ(アンケート等)の把握(②)	○	認定農業者会研修会においてアンケート調査を実施する。(令和3年度)	認定農業者会研修会においてアンケート調査を実施する。(令和4年度以降毎年)	
	事業効果の公表(④)	○	令和3年度中にアンケート結果の取りまとめを行う。	アンケート結果について農業委員会だより等で町民及び農業者にフィードバックする。(令和4年度以降毎年)	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○		令和4年度中に補助金は事業費に充当する旨を要綱に定める(視察研修のバス代、高速代、研修参加費等)。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	認定農業者会研修会においてアンケート調査を実施する。(令和3年度)	認定農業者会研修会においてアンケート調査を実施する。(令和4年度)	
	③補助率の設定(1/2以内)	○		令和4年度中に補助金は事業費に充当する旨を要綱に定める(視察研修のバス代、高速代、研修参加費等)。令和5年度より適用し、補助率を上記事業費の1/2とする。	
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	令和3年度中にアンケート結果の取りまとめを行う。	令和4年度:アンケート結果について農業委員会だより等で町民及び農業者にフィードバックする。町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○		補助金は事業費に充当する旨を要綱に定める。具体的には視察研修のバス代、高速代、研修参加費等。補助率は上記事業費の1/2とする(令和4年度)	
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助制度ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	補助対象外経費(飲食費等)を要綱に定める。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			過大な繰越金は存在しない。
	⑨被補助者と町の関わり	対象外			補助対象が(団体)聖籠町認定農業者会であるため。事務局は町である。

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	担い手強化育成対策事業補助金		130	130	130	130	130
	計		130	130	130	130	130
財源							
	一般財源		130	130	130	130	130

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報										
事業コード	806		担当課	産業観光課		補助性質	運営費補助		事業分類	大項目
補助金名	団体及び組織等育成対策事業補助金(堆肥利用組合)									
										中項目
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱					
	終了予定	不明	年度							
対 象 (誰、何を)	聖籠町堆肥利用組合									
意図 (どのような状態 にしたいのか)	聖籠町堆肥利用組合の円滑な運営及び活動に資する。									
事業の目的を 実現するため の具体的内容 (事実関係等 を含む)	聖籠町堆肥利用組合の運営費を補助する。									

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	廃止	町方針	廃止
	町が補助する理由がなければ廃止			町方針の理由

→

町方針の理由	堆肥の利用に対する補助金(有機堆肥利用助成補助金)も本補助金の交付対象である聖籠町堆肥利用組合に交付しており、単なる運営費を引き続き町が補助金として負担することは妥当ではない。
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	町が補助する理由がなければ廃止	○	聖籠町堆肥利用組合に廃止を検討してる旨とその理由を説明する。	上記方針により令和3年度をもって廃止する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	対象外			上記により廃止する。
	②客観的データに基づく効果測定	対象外			上記により廃止する。
	③補助率の設定(1/2以内)	対象外			上記により廃止する。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	対象外			上記により廃止する。
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			上記により廃止する。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	対象外			上記により廃止する。
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	対象外			上記により廃止する。
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			上記により廃止する。
	⑨被補助者と町の関わり	対象外			上記により廃止する。

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額		
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	団体及び組織等育成対策事業補助金		192			
	計		192			
財源						
	一般財源		192			

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報									
事業コード	807	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興	
補助金名	有機堆肥利用助成補助金					中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の		
						小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備		
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱				
	終了予定	未定	年度						
対 象 (誰、何を)	・聖籠町堆肥利用組合(有機堆肥利用助成)								
意図 (どのような状態 にしたいのか)	消費者の安全安心志向による販路の拡大と循環型農業の推進								
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	○有機堆肥利用助成【堆肥の施用】: 1,400円/t								

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				町方針の理由

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	堆肥利用組合との協議により、堆肥施用量に対する定額補助(1,400円/t)としている。組合は同額を農業者へキャッシュバックし、堆肥販売額の1/2以内である。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	堆肥の施用量、利用率、利用者数等のデータを測定している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	堆肥の施用量に対する定額補助である。(1,400円/t)また、補助額は、堆肥利用組合が農業者へ堆肥を販売する額の1/2以内である。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	堆肥の施用量のみが補助対象である。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	○	町税等を滞納していないこと及び不健全な経営状態でないことを条件としている。繰越金が過大な団体ではない。		
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談、申請時等、窓口等で直接対応し、説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	有機堆肥利用助成補助金		1,092	1,092	1,092	1,092	1,092
	計		1,092	1,092	1,092	1,092	1,092
財源							
	一般財源		1,092	1,092	1,092	1,092	1,092

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報						
事業コード	808	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類
補助金名	ほ場整備園芸試験推進事業補助金				大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
					中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の
					小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備
事業年度	開始年度	令和 1 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金		
	終了予定	不明 年度				
対 象 (誰、何を)	ほ場整備検討地区委員会					
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	ほ場整備の機運が醸成されつつある一方で、野菜等の高収益作物の導入による複合周年経営化・産地化の推進、町内産農産物の市場供給が課題となっており、水田での高収益作物栽培には初動的风险が伴うことから、試験栽培に要する費用の一部を支援する					
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	各検討地区の地域営農ビジョンに基づく園芸導入拡大計画の実施に向けた高収益作物の試験栽培に係る経費のうち、試験栽培に係る経費の一部を補助する。					
	下記①、②の合計で30万円以内/年					
	①ソフト(種苗農業費等):事業に要する経費の1/2以内 ②ハード(機械等)3年通算で2/3以内 支援期間は下記①、②のいずれかに達するまでの期間 ①ほ場整備が正式採択されるまでの期間 ②事業開始から3年間					

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				当町におけるほ場整備の機運は今後一層高まることが予想される。ほ場整備後はほ場整備面積の2割を園芸作物に振り向けることが求められるため、水田での野菜等の作付に係る収入減少等のリスクを軽減する必要がある。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	種苗費、農業費等については、対象経費の1/2(被補助者との折半)とし、機械等については、園芸導入に対するリスク軽減と促進のため2/3以内としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	水田での園芸作物の作付面積や販売額等を測定している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			ほ場整備地区における園芸導入の促進を図るために、先駆的な取組として推進している事業であるため、機械等の助成については2/3以内としている。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	ほ場整備検討地区の委員会に個別案内している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性を尊重し、自立を促すことを主旨とする補助金である。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	試験栽培に係る経費のみが対象となっている。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	○	町税等を滞納していないこと及び不健全な経営状態でないことを条件としている。繰越金が過大な団体ではない。		
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談、申請時等、窓口等で直接対応し、説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ほ場整備園芸試験推進事業補助金		900	900	1,200	1,200	1,200
計		900	900	1,200	1,200	1,200
財源						
	一般財源	900	900	1,200	1,200	1,200

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報						
事業コード	809	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類
補助金名	大豆等生産振興補助金				大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
					中項目	農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の
					小項目	担い手の確保・育成と生産基盤の整備
事業年度	開始年度	令和 3 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱		
	終了予定	令和 7 年度				
対 象 (誰、何を)	水田での大豆、麦の生産者					
意図 (どのような状態 にしたいのか)	今後の基盤整備事業を見据え、①従来の水田農業確立対策事業の廃止により懸念される大豆栽培等により維持してきた農地の遊休農地化対策②担い手への農地の集積・集約化の後押し③基盤整備事業終了後は水稲と園芸や大豆・麦等の複合経営により中心的な担い手が町の農業を担っていくという将来的なビジョン実現の観点から、担い手の大豆・麦の生産振興に資する					
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	対象作物の品質及び生産数量に応じ補助する。 大豆の単価(1kgあたり) 1等 95円 2等 85円 3等 80円 特定加工用大豆 75円					

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	事業計画、積算根拠の把握及び公表		町方針の理由	農地の遊休農地化対策、担い手への農地の集積・集約化、水稲と園芸や大豆・麦等の複合経営推進の観点から、積算根拠等を明確化し、継続する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	事業計画・積算根拠の明確化(①)	○	交付単価等を明確にし、基準を作成する。		
	事業計画・積算根拠の公表(④)	○	上記基準等を農業者に公表する。(HPへの掲載、対象作物生産者への郵送)		

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	交付単価等を明確にし、基準を作成する。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	対象作物の作付面積、品質区分ごとの生産数量等のデータにより測定する。		
	③補助率の設定(1/2以内)	対象外			転作作物について、米の販売価格との差を埋めるための補助。国交付金で価格差の埋まらない分の補助として、国単価の1/2で設定。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	上記基準等を農業者に公表する。(HPへの掲載、対象作物生産者への郵送)	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性を尊重し、自立を促すことを主旨とする補助金である。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	対象作物の生産数量のみを対象とする定額補助である。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			主食用米からの転換を図る国策に沿って、大豆等への転作を進める個別農家を支援する事業であり、個々の決算状況で制限することは馴染まない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談、申請時等、窓口等で直接対応し、説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	大豆等生産振興事業補助金		23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
	計		23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
財源							
	一般財源		23,000	23,000	23,000	23,000	23,000

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	810	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	安全で快適な生活環境の創造
補助金名	聖籠町松くい虫伐倒駆除(くん蒸)処理補助金						中項目	自然環境との共生
							小項目	海岸線環境下での共生
事業年度	開始年度	平成 31 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町松くい虫被害木伐倒駆除(くん蒸)処理補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町森林整備計画で保全すべき松林以外の松							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	松くい虫の被害拡大防止							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	事業対象松林の伐倒駆除(くん蒸)を行う町内の土地所有者または管理者への補助							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	見直しのうえ継続
				松くい虫被害の拡大を防止するため、令和4年度から補助上限を3万5千円から10万円に拡大する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助率を対象経費の1/2(被補助者との折半)としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	松くい虫被害量の推移により検証する。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	補助率は1/2以内である。	本補助金の活用を促し、個人宅での松くい虫防除を徹底するために、補助金上限額を3万5千円から10万円に増額する。	
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	広報及びホームページに掲載している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱で補助対象経費(処理木の移動及び処分に係る経費)を規定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			補助対象者が個人であるため、本事業に対する指摘としては不適當である。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談、申請時など、窓口等で直接対応し説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
聖籠町松くい虫伐倒駆除(くん蒸)処理補助金		700	3,000	3,000	3,000	3,000
計		700	3,000	3,000	3,000	3,000
財源						
	一般財源	700	3,000	3,000	3,000	3,000

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	811	担当課	産業観光課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	船だまり利用者協議会振興事業補助金						中項目	地域資源を活かした魅力あふれる観光
							小項目	観光資源の保全と魅力向上
事業年度	開始年度	平成 15 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町農林水産振興費補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	新潟港東港区網代浜地区小型船だまり利用者協議会							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	新潟港東港区網代浜地区小型船だまり利用者協議会における公共性を保持し、公正円滑な運営を図り、関係相互の連絡調整を行うとともに、当該地区の港湾施設の機能増進を目的とする。また、事業の実施により各種連絡調整及び環境保全活動等を継続することができる							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	新潟港東港区網代浜地区小型船だまり利用者協議会の運営費及び事業費に対して補助を行う。							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	補助対象者の決算状況に応じた補助支出への見直し			委員指摘の補助支出額を決算状況の変動に対し、見直しのうえ、事業を継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	決算状況に応じた補助支出への見直し(⑧)	○		令和4年度に決算状況も勘案しながら補助金額について見直しを検討する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○		令和4年度に事業内容を確認の上、積算根拠を明確にする。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	・船だまりの適正な管理が目的であり、利用に関する苦情や事故の有無、係船場所の利用率等で把握している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			運営費に対する補助としているため。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	×			港湾施設の適正管理だけでなく、海のにぎわい創出という町の目的にも寄与するものであり、団体の活動のため町が運営費を補助することは適当と考える。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	その年の決算状況から補助額が適切であるか判断し、必要に応じて補助額について額の変更を検討する。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱にて、交際費、飲食費等は事業費に含まれていない。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	○		令和4年度に制限が必要か検討。	
	⑨被補助者と町の関わり	○	申請時などに窓口、電話相談で対応し説明。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額				
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	船だまり利用者協議会振興事業補助金		95	95	95	95	95	
	計		95	95	95	95	95	
財源								
	一般財源		95	95	95	95	95	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報									
事業コード	812	担当課	産業観光課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興	
補助金名	聖籠町商工会運営事業補助金						中項目	地域の未来をけん引する商工業	
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興	
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町商工業振興費補助金交付要綱				
	終了予定	未定	年度						
対 象 (誰、何を)	商工会								
意 図 (どのような状態にしたいのか)	商工会の組織強化を図り商工業の活性化を図る。								
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	運営事業費の補助(定額補助) 商工会運営のため必要な運営費であり、他の市町村も補助を実施している。 H21より地域活性化券の予約・販売、H25より住まいる券の予約・販売、R2・R3はハッピーチケットの印刷・換金など、町の事業に協力している。								

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	➡	町方針	見直しのうえ継続
	積算根拠の明確化			町方針の理由	商工会は町の事業の協力(ハッピーチケットなど)や、中小企業の経営相談、起業・創業支援、事業承継に関する相談など中小企業の振興、発展に寄与しているため、再度積算根拠を確認し継続する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	積算根拠の明確化(①)	○	商工会の事業費の内容を再確認の上、積算根拠を明確にする。		

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	中小企業支援の推進を目的としており、制度設計の際に町で定めた金額をベースにしている。今後は、商工会の事業費の内容を再確認の上、積算根拠を明確にする。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	商工会の実績報告書により効果を確認している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			組織運営に欠かせないため、補助率の設定は難しいと考える。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	×			町の中小企業支援を目的とした唯一の機関で、町にとって不可欠な組織。加入率向上等を求めていくが、同会を存続させるため運営費補助は止むを得ない。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	×			商工会の経営の安定を図る。
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	積算根拠と合わせ明確化する。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			過大な繰越金のある団体ではない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談、申請時など、窓口等で直接対応し説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額		
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	聖籠町商工会運営事業補助金		7,000	7,000	7,000	7,000
	計		7,000	7,000	7,000	7,000
財源						
	一般財源		7,000	7,000	7,000	7,000

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	813	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	新潟県信用保証協会保証料補給						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町信用保証料補給規程			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	中小企業者							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	中小企業者が新潟県信用保証協会の信用保証により金融機関の貸付を受けた場合に、中小企業者に代わって町が協会に信用保証料を貸付額に応じた割合によって支払い、中小企業の経営の安定を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	信用保証協会保証料補給 融資金額300万以下100%、300万超700万以下75%、700万超1,000万以下50%							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				補給することによって中小企業の経営の安定を図るため、現状のまま継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	中小企業支援のため、金融機関から融資を受けやすくする目的のものであり、融資円滑化の観点から、当初の制度設計の際に町が率を定めたもの。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	利用件数を把握している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			中小企業支援のため、金融機関から融資を受けやすくする目的のものであり、融資円滑化の観点から必要な割合。周辺の自治体の制度も参考に設定。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	町ホームページに掲載しているほか、町や金融機関にチラシを設置し周知を図っている。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助制度ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱に規定されている。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			規定に基づき、信用保証協会の承諾を受けた者に適用している。
	⑨被補助者と町の関わり	対象外			手続きは信用保証協会との間で行われている。

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新潟県信用保証協会保証料補給		1,996	2,451	2,451	2,451	2,451
	計		1,996	2,451	2,451	2,451	2,451
財源							
	一般財源		1,996	2,451	2,451	2,451	2,451

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	814	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	中小企業振興資金利子補給						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町中小企業融資あっせん規則			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	中小企業者							
意図 (どのような状態にしたいのか)	中小企業者の経営の安定を図るため。							
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	聖籠町内の中小企業者が制度に基づく貸付を受けた場合、事業主の実質金利が0.9%になるように差額を町が補給する。 2.4%(年金利)－0.9%(事業主負担)＝1.5%(町補給分)							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	見直しのうえ継続
				事業主の実質金利が0.9%となるように金利の1.5%分を補助しているが、令和4年度中に今後の補助率について検討を行う。

➡

町方針の理由	
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	分かりやすい利子補給事業へ整理・統合	○		事業内容を整理し、他の利子補給事業と統合が可能か令和4年度中に検討する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	町と金融機関で協議の上、利率が決められている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	利用件数を把握している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○		令和4年度中に、今後の補助率について検討を行う。	
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	町ホームページに掲載しているほか、町や金融機関にチラシを設置し周知を図っている。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害するような補助制度ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	規則に規定されている。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			規定に基づき、金融機関の審査を経た中小企業に適用している。
	⑨被補助者と町の関わり	対象外			金融機関との間での対応となり、直接、補助対象者とのやり取りはない。

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		中小企業振興資金利子補給		1,072	972	972	972	972
		計		1,072	972	972	972	972
財源								
	一般財源		1,072	972	972	972	972	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	815	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	中小企業不況対策特別資金利子補給						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	中小企業不況対策特別資金融資規則			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	中小企業者							
意図 (どのような状態にしたいのか)	中小企業者の経営の安定を図るため							
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	聖籠町内の中小企業者が制度に基づく貸付を受けた場合、事業主の実質金利が0.9%になるように差額を町が補給する。 2.3%(年利率)－0.9%(事業主負担)＝1.4%(町補給分)							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	見直しのうえ継続
				事業主の実質金利が0.9%となるように金利の1.4%分を補助しているが、令和4年度中に今後の補助率について検討を行う。

➡

町方針の理由	
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	分かりやすい利子補給事業へ整理・統合	○		事業内容を整理し、他の利子補給事業と統合が可能か令和4年度中に検討する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	町と金融機関で協議の上、利率が決められている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	利用件数を把握している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○		令和4年度中に、今後の補助率について検討を行う。	
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	町ホームページに掲載しているほか、町や金融機関にチラシを設置し周知を図っている。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業補助金である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助制度ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	規則に規定されている。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			景気の低迷等で経営に支障をきたしている中小企業を対象としており、制限は馴染まない。
	⑨被補助者と町の関わり	対象外			金融機関との間での対応となり、直接、補助対象者とのやり取りはない。

3 補助金等の推移(見込)

年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中小企業不況対策特別資金利子補給		1,943	1,796	1,796	1,796	1,796
計		1,943	1,796	1,796	1,796	1,796
財源						
	一般財源	1,943	1,796	1,796	1,796	1,796

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	816	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	中小企業人材育成事業補助金						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町中小企業人材育成事業補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	中小企業者							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	研修会に受講する経費の一部を補助することにより、従業員等の資質向上、能力開発、技術力向上が期待できる。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	従業員等が受講する研修を町として推奨するため、受講料の1/2を補助する。(上限3万円、1企業5人まで)							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				企業の従業員の資質向上、能力開発、技術力向上が期待できることから、事業を継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助率を受講する研修受講料の1/2(被補助者との折半)としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	利用件数を把握している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	受講料の1/2。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	広報やホームページ、チラシを町の施設に配布し周知を図っている。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助金である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助制度ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱に規定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			中小企業は人材面の課題が多いことから、従業員の資質向上や人材確保につなげてもらう事業であり、積極的に活用してもらうため制限を設けていない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	企業からの事前相談・申請時など、窓口等で直接対応し説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		中小企業人材育成事業補助金		300	300	300	300	300
		計		300	300	300	300	300
財源								
	一般財源		300	300	300	300	300	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	817	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	平成 30 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	小規模企業者(※)で、町内に事務所等を設けて、起業・創業する個人又は法人 ※従業員の数が20人(商業又はサービス業5人)							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	町内における小規模企業の起業・創業を促進するとともに、小規模企業者の経営安定を図り、地域経済の活性化及び町民生活の 向上に資する。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町内に事務所等を設けて起業・創業する個人又は法人に対し、それに要する経費の2分の1(法人30万円、個人10万円を限度)を補 助							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				小規模企業の企業・創業を促進することは、地域経済の活性化に資することから、事業を継続する。

→

町方針の理由	
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	小規模企業振興の町における目的、効果の再整理	○	小規模企業振興基本計画の見直しを実施。その中で、小規模企業の起業・創業支援の重要性、経営資源確保の必要性等について検討、計画への反映をしている。		

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助率を対象経費の1/2(被補助者との折半)としている。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	町内における小規模企業の起業・創業件数により検証している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	補助率は1/2以内である。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	広報及びホームページに掲載するとともに、町商工会に対して会報への掲載を依頼している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱に規定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			補助対象者は、起業・創業から半年以内の事業者であり、決算状況による制限を設けることができないため。
	⑨被補助者と町の関わり	○	申請書類の作成について、町商工会に協力してもらい、書類手続きの簡素化を図っている。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金		800	800	800	800	800
		計		800	800	800	800	800
		財源						
一般財源			800	800	800	800	800	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	818	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	小規模事業者経営改善資金利子補給						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	平成 30 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町商工会							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	町内における小規模企業者(※)の経営の安定を図り、また地域経済の活性化及び町民生活の向上に資する。 ※従業員数が20人(商業又はサービス業5人)							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町内の小規模事業者による日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の借入に対し、町商工会が利子の一部助成を行う。 町は町商工会が利子補給した分を補てんする。小規模事業者経営改善資金:年利率1.21%(R2年度)、利子補給率0.31%							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				小規模事業者の円滑な資金調達のために事業を継続する。

➡

町方針の理由	
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	小規模企業振興の町における目的、効果の再整理	○	小規模企業振興基本計画の見直しを実施。その中で、町における小規模企業の資金確保、経営安定化の重要性について検討、計画への反映をしている。		

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助対象経費は、町商工会が小規模事業者の借入に対して利子補給した額と同額としている。		県内で同様の事業を行う団体を参考に設定している。事業者負担が、聖籠町では0.9%、魚沼市、南魚沼市では1%になるように利子補給している。
	②客観的データに基づく効果測定	○	小規模事業者経営改善資金の借入件数により検証している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			小規模事業者による資金借入に対し、実質金利が0.9%になるように間接的に利子補給を行っている。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	広報及びホームページに掲載するとともに、町商工会に対して会報への掲載を依頼している。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	補助対象経費は、町商工会が小規模事業者の借入に対して利子補給した額に限る。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			補助対象者は町商工会であり、決算状況による制限は設けていない。なお、実質的な補助対象者である事業者が延滞している場合、利子補給は行わない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	町商工会とは随時、借入状況や補給見込額等について確認を行っている。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	小規模事業者経営改善資金利子補給		790	640	640	640	640
	計		790	640	640	640	640
財源							
	一般財源		790	640	640	640	640

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報									
事業コード	819	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興	
補助金名	新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給						中項目	地域の未来をけん引する商工業	
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興	
事業年度	開始年度	2 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給交付要綱 聖籠町新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補助金交付要綱					
	終了予定	11 年度							
対 象 (誰、何を)	中小企業者								
意図 (どのような状態 にしたいのか)	中小企業者の経営の安定を図るため。								
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	支援策として、事業主の実質金利が0.9%になるように差額を補給する。 貸付け利率は、3年以内＝1.15%、3年超5年以内＝1.35%、5年超7年以内＝1.55%、7年超10年以内＝1.75%								

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				利子補給の期間を令和2年度から最長で10年間としている。 企業経営の安定を図るため継続する。

➡

町方針の理由	
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項					

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	県のセーフティネット資金に基づき、利子の一部を補給している。H29年度末に会議を開催し、金融機関と協議し事業者負担0.9%に決定。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	利用件数を把握している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	×			新型コロナウイルス感染拡大という非常時、経営に大きな影響を受けた中小企業の緊急支援が目的であり、より負担を軽減するため負担率0.9%を採用している。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	町ホームページに掲載しているほか、町や金融機関にチラシを設置し周知を図っている。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害するような補助制度ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱に規定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			制限はない。県のセーフティネット資金を受けている事業者が対象となる。
	⑨被補助者と町の関わり	×			金融機関と対応している。

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給		3,018	1,148	1,148	1,148	1,148
	新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給補		1,913	1,063	1,063	1,063	1,063
	計		4,931	2,211	2,211	2,211	2,211
財源							
	一般財源		4,931	2,211	2,211	2,211	2,211

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	820	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠町暮らし応援事業補助金						中項目	地域の未来をけん引する商工業
							小項目	中小企業の活性化と新潟東港の振興
事業年度	開始年度	令和 3 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町暮らし応援事業補助金交付要綱				
	終了予定	令和 5 年度						
対 象 (誰、何を)	町民及び町への定住予定者							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	居住環境の向上や人口増加策の推進、地域経済活性化を図る。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	住宅取得等＝基本補助率10%、限度額100万円 住宅リフォーム＝基本補助率10%、限度額50万円 その他建物改修・解体・除去＝限度額30万円							
	加算 子育て世帯、転入世帯、若者世帯、空き家活用＝基本補助率2%、限度額20万円若しくは10万円							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	周知の徹底			令和3年度から令和5年度まで実施する。初年度の事業実施から内容の見直し、検討を行った上で継続する。 また、広報誌や号外、ホームページ、SNS等で周知を徹底する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	事業の使い勝手を良くする工夫とともに、更なる周知の徹底(④)	○	初年度の事業実施から内容の見直し、検討を行った上で継続する。次年度の取り組みは3月までに広報やホームページで周知する。		

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	地域経済活性化や定住促進を目的として、当初の制度設計の際に町が率を定めたもの。子育て世帯や転入世帯、空き家活用など、町の施策に沿うものに若干の加算を設定。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	利用状況に基づき、事業者への波及効果としての総事業費(町内・町外)、事業を活用した転入者数で効果を把握している。		
	③補助率の設定(1/2以内)	○	事業費の10%補助と2%の各種加算あり。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	号外、広報、ホームページで周知する。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	×			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱で規定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			補助対象が個人であるため、本事業に対する指摘としては不適當である。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談、申請時など窓口等で直接対応し、説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	聖籠町暮らし応援事業補助金		50,000	50,000	50,000		
	計		50,000	50,000	50,000		
	財源		4,089				
		一般財源	45,911	50,000	50,000		

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	821	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠町観光協会運営事業補助金						中項目	地域資源を活かした魅力あふれる観光
							小項目	観光交流の総合的な推進
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町観光振興費補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	聖籠町観光協会							
意図 (どのような状態にしたいのか)	町内の観光振興と産業・経済・文化の発展							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等を含む)	各種イベント事業の事業費及び町観光協会の運営費補助							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	コロナ対策を踏まえた適正な事業実施			新型コロナ対策を徹底し、事業を継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	コロナ対策を踏まえた適正な事業実施	○	コロナ拡大防止のため事業を中止。	令和4年度以降はコロナ対策を徹底し、事業を継続する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	事業費の内容を確認し、積算根拠を明確化する。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	コロナ拡大防止のため事業を中止。	来場者件数を把握し検証する。	
	③補助率の設定(1/2以内)	×			組織運営に欠かせないため、補助率の設定は難しいと考える。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	×			町の観光振興を目的とした唯一の機関で、町にとって不可欠な組織。会費のみでの運営は難しく、同会を存続させるため運営費補助は止むを得ない。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱に規定している。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			過大な繰越金のある団体ではない。また、イベント等の中止時には未実施分の補助金の返還も行っている。
	⑨被補助者と町の関わり	○	申請時など直接対応している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額				
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
		聖籠町観光協会運営事業補助金		13,900	13,900	13,900	13,900	13,900	
		計		13,900	13,900	13,900	13,900	13,900	
		財源							
一般財源			13,900	13,900	13,900	13,900	13,900		

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報									
事業コード	822	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興	
補助金名	さくらんぼまつり実施事業補助金					中項目	地域資源を活かした魅力あふれる観光		
						小項目	観光資源の保全と魅力向上		
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町観光振興費補助金交付要綱				
	終了予定	未定	年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町さくらんぼまつり実行委員会								
意図 (どのような状態にしたいのか)	特産さくらんぼのPRと地場農産物を有利販売することにより、観光農業と農業振興を図る。								
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	イベント事業の事業費補助								

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	まつりの状況把握		町方針の理由	委員指摘の効果測定の方法及び事業周知について見直しのうえ、事業を継続する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	まつり全体の状況把握による効果測定(②)	○		令和4年度に、イベントにおける集客数や参加農家数、農産物の販売額をもとに内容、効果を検証する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	実行委員会の事業計画により積算根拠を明確化する。		
	②客観的データに基づく効果測定	○		集客数や参加農家数、販売額により効果を検証する。	
	③補助率の設定(1/2以内)	○	補助率は1/2以下である。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	広報やHPなど幅広く町内外へ情報を公開。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害するような補助制度ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	×			要綱等への規定はないが、被補助者と補助金申請時や交付決定通知の際に交際費や飲食費等が補助の対象としていない旨を確認している。
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			繰越金はない団体。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談、申請時など窓口等で直接対応、説明している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	さくらんぼまつり実施事業補助金		300	300	300	300	300
	計		300	300	300	300	300
財源							
	一般財源		300	300	300	300	300

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	823	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠夏まつり実行委員会補助金						中項目	地域資源を活かした魅力あふれる観光
							小項目	観光交流の総合的な推進
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町観光振興費補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	聖籠夏まつり実行委員会							
意図 (どのような状態にしたいのか)	夏まつりを実行委員会が主体となって実施する。							
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	令和2年度までは観光協会へ補助金として交付していたが、令和3年度から聖籠夏まつり実行委員会へ直接交付を行う。							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	コロナ対策を踏まえた適正な事業実施			新型コロナ対策を徹底し、事業を継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	コロナ対策を踏まえた適正な事業実施		コロナ拡大防止のため事業を中止。	令和4年度からはコロナ対策を徹底し、事業を継続する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	前回までの実績を踏まえて積算する。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	コロナ拡大防止のため事業を中止。	来場者数を把握する。	
	③補助率の設定(1/2以内)	×			組織運営に欠かせないため、補助率の設定は難しいと考える。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	×			要綱等への規定はないが、申し合わせで交際費、飲食費等は対象としていない。
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			制限はないものの、繰越金の過大な団体ではない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	申請時など直接対応している。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		聖籠夏まつり実行委員会補助金		12,800	12,800	12,800	12,800	12,800
		計		12,800	12,800	12,800	12,800	12,800
		財源						
一般財源			12,800	12,800	12,800	12,800	12,800	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	824	担当課	産業観光課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	豊かさと活力を創出する産業の振興
補助金名	聖籠町サーフィン大会実行委員会補助金						中項目	地域資源を活かした魅力あふれる観光
							小項目	観光資源の保全と魅力向上
事業年度	開始年度	令和 3 年度	根拠法令・ 条例等					
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町サーフィン大会実行委員会							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	サーフィン大会を開催することにより、聖籠町と海のにぎわい館のPRを目的にする。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町から補助金として300万円計上しているが、クラウドファンディングによる寄附や企業からの協賛金を収入に入れ、不足分を町の補助金から支出する。							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	早急な事業(財政)計画の策定。できなければ廃止すべきである		町方針の理由	事業計画を策定し、適正な大会運営に向けて事業を進める。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	事業(財政)計画の策定	○	事業計画を策定する。	令和4年度から事業計画に沿って実施する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	事業計画を作成する過程で明確化する。		
	②客観的データに基づく効果測定	○	コロナ拡大防止のため事業を中止。	来場者数を把握する。	
	③補助率の設定(1/2以内)	○		補助金以外の財源としてクラウドファンディングや企業からの協賛金を確保することで、実質的に1/2以内となる。	
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			事業費補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害するような補助事業ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	規定はないが、事業計画を作成する過程で明確化する。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	○		決算状況に応じて次年度以降の補助金額を調整する。	
	⑨被補助者と町の関わり	○	町が事務局を務める。		

3 補助金等の推移(見込)

年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
聖籠町サーフィン大会実行委員会補助金		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
計		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
財源	自治体クラウドファンディング型ふるさと応援寄附金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	一般財源	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	1101	担当課	社会教育課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	町PTA連絡協議会補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	生涯学習の展開
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	聖籠町PTA連絡協議会への補助により、町内の青少年へ還元する。							
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	聖籠町PTA連絡協議会が行う青少年健全育成活動を支援することにより、学校、家庭、地域の連携を促進し、小学生・中学生の健全な育成を図ることを目的とする。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	町内の青少年健全育成活動を促進するため、聖籠町PTA連絡協議会が行う事業に要する経費の一部を補助する。 定額(実績:令和元年度 143千円、令和2年度 140千円)							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				児童生徒の健全育成を目指し、学校・家庭・地域の連携の促進・強化を目的とするPTA活動に対する補助であることから、事業を現状のまま継続する。

→

町方針の理由	
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	積算根拠の明確化(①)	○	青少年に関する事業活動に要する経費に対する定額補助である。収支計画等により補助金額を精査するとともに、積算根拠の明確化を検討する。	令和3年度の検討結果に基づき、補助金について精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	青少年に関する事業活動に要する経費に対する定額補助である。収支計画等により補助金額を精査するとともに、積算根拠の明確化を検討する。	令和3年度の検討結果に基づき、補助金について精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	効果的な測定が行えるように、有効な客観的データについて検討する。	令和3年度に検討した有効な客観的なデータを基に、アンケート等を活用して効果を測る。	
	③補助率の設定(1/2以内)	○	財源が児童・生徒からの会費と補助金がほぼ同額であり、実質的に1/2の補助率となっている。設定について検討する。		
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	青少年に関する事業活動に要する経費に対する事業費補助である。		
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	×			活動事業は、協議会が総会で決定し実施しているが、自主財源に乏しく完全な自立は難しいと考える。
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱に規定されており、補助対象が明確である。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			交付額に見合った適正な予算執行について確認している。繰越額が多い場合には検討が必要と考える。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談及び申請時等、必要に応じ、随時協議・相談を行う。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	町PTA連絡協議会補助金		140	140	140	140	140
	計		140	140	140	140	140
	財源						
		一般財源	140	140	140	140	140

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	1102	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	文化団体連絡協議会補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	生涯学習の展開
事業年度	開始年度	令和 1 年度	根拠法令・条例等	町教育委員会社会教育課補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	町内に本拠を置く文化団体							
意図 (どのような状態にしたいのか)	町民に対する芸術、文化の振興							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等を含む)	町文化団体連絡協議会は、芸術文化の振興を目的とし、加盟する各団体が相互提携して、活発な文化活動ができるよう活動している。 加盟する団体の運営に要する経費に対し、補助金を振り分け交付している。							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				日本の伝統的な芸術文化を承継するとともに、成果を広く町民に披露し、楽しんでもらうことを目的として補助金を交付することは妥当であることから、事業を現状のまま継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	積算根拠の明確化(①)	○	補助対象者の体制維持と運営支援を目的とした補助である。収支計画等により補助金額を精査するとともに、積算根拠を検討する。	令和3年度の検討結果に基づき、補助金額を精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	
	事業の周知(④)	○	「社会教育だより」で広報する。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助対象者の体制維持と運営支援を目的とした補助である。収支計画等により補助金額を精査するとともに、積算根拠を検討する。	令和3年度の検討結果に基づき、補助金額を精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	加盟団体へのアンケートを実施し、その結果を踏まえ、効果測定の方法について検討する。	令和3年度に検討した有効な効果測定の方法により、効果を測る。	
	③補助率の設定(1/2以内)	×			定額補助であり、補助率を設定している対象者ではない。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	「社会教育だより」で広報する。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	運営費補助から事業費補助への移行の可能性を検討する。		
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	×			活動事業は、協議会が総会で決定し実施しているが、自主財源に乏しく完全な自立は難しいと考える。
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	補助対象者の体制維持と運営支援のための定額補助であるが、具体的な補助対象経費について検討し、明確化を図る。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			交付額に見合ったものとして執行しており、繰越金は発生していない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談及び申請時等、必要に応じ、随時協議・相談を行う。定期総会や文化祭等事業での関わりが深い。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		文化団体連絡協議会補助金		1,276	1,276	1,276	1,276	1,276
		計		1,276	1,276	1,276	1,276	1,276
		財源						
一般財源			1,276	1,276	1,276	1,276	1,276	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	1103	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	伝統芸能育成補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	文化の振興
事業年度	開始年度	平成 31 年度	根拠法令・条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠太鼓 響(sato-oto)							
意図 (どのような状態にしたいのか)	町民によって組織される団体が、地域において社会教育及び公民館活動事業等とおして文化・学習等の活動により、町の文化振興や学習意識の高揚に資することを目的とする。							
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	対象団体に対し、芸術文化振興事業を円滑に進めるため運営費の一部を補助する。 定額(実績: 令和元年度 45千円、令和2年度 44千円)							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				幅広い世代に対して、町の文化振興や伝統芸能とふれあう機会の提供など、生涯学習へ大きく寄与することが期待できることから、事業を現状のまま継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	積算根拠の明確化(①)	○	定額補助であり、収支計画等により補助金額を精査するとともに、積算例としている文化団体連絡協議会補助金との整合を勘案しながら検討する。	補助対象者の収支状況を把握・確認しながら精査するとともに、令和4年度に、積算例としている文化団体連絡協議会補助金との整合を勘案しながら積算根拠の明確化を図る。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	定額補助であり、収支計画等により補助金額を精査するとともに、積算例としている文化団体連絡協議会補助金との整合を勘案しながら検討する。	補助対象者の収支状況を把握・確認しながら精査するとともに、令和4年度に、積算例としている文化団体連絡協議会補助金との整合を勘案しながら積算根拠の明確化を図る。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	児童への指導時の機会を利用して、アンケートを徴すなどの方法が可能か検討する。	令和4年度にアンケート調査を実施する。実施したアンケート調査結果を令和5年度以降に反映実施する。	
	③補助率の設定(1/2以内)	×			実質的に1/2以内の補助率である。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	運営費補助から事業費補助への移行の可能性を検討する。		
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自立性・自主を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	積算例としている文化団体連絡協議会補助金との整合を勘案して明確化を図る。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			補助金額を最大限に活用し、それに見合った執行状況であり、繰越金額も発生していない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談及び申請時等、必要に応じ、随時協議・相談を行う。		

3 補助金等の推移(見込)

年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
伝統芸能育成補助金		44	44	44	44	44
計		44	44	44	44	44
財源						
	一般財源	44	44	44	44	44

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	1104	担当課	社会教育課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	聖籠町青少年健全育成町民会議補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	青少年健全育成の推進
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	聖籠町青少年健全育成町民会議を補助し、町内の青少年及び町民へ還元する。							
意 図 (どのような状態にしたいのか)	聖籠町青少年健全育成町民会議が行う事業を通して、青少年が未来を切り開いていく意欲や資質・能力を持つことを支援し、健やかな成長を図ることを目的とする。							
事業の目的を実現するための具体的な内容 (事実関係等を含む)	町施策や地域の青少年育成団体と連携を図りながら、「青少年をとりまく社会環境の実態調査」、「こども110番の家メンテナンス活動」や「メディアコントロール標語」事業、「わたしの主張」大会主催、その他、「お正月公民館まつり」等の町主催事業等にも積極的に協力し、多様な活動を展開する。 定額(実績:令和元年度 200千円、令和2年度 196千円)							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				町の青少年健全育成を図るための唯一の事業であることから、全国的な動きを考慮しながら、事業を現状のまま継続する。

→

町方針の理由	
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	積算根拠の明確化(①)	○	青少年の健全育成のための事業活動に要する経費に対する補助である。収支計画等により補助金額を精査するとともに、積算根拠の明確化を検討する。	令和3年度の検討結果に基づき、補助金額を精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指 摘事項	①積算根拠の明確化	○	青少年の健全育成のための事業活動に要する経費に対する補助である。収支計画等により補助金額を精査するとともに、積算根拠の明確化を検討する。	令和3年度の検討結果に基づき、補助金額を精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	事業参加者のアンケートを行い、集計結果により効果を測ることを検討する。	令和3年度に検討した事業参加者のアンケートの集計結果により、効果を測る。	
	③補助率の設定(1/2以内)	×			自主財源が無く、10割補助で運営していることから、補助率の設定は難しいと考える。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	青少年の健全育成のための事業活動に要する経費に対する事業費補助(補助率10割)である。		
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	×			活動事業は、町民会議が総会で決定し実施しているが、自主財源に乏しく完全な自立は難しいと考える。
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱に規定されており、補助対象が明確である。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			自主財源が無く、10割補助であることから、次年度当初の事業への必要最低限の事業費以外は返還していることから制限は行わない。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談及び申請時等、必要に応じ、随時協議・相談を行う。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移		年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
		事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		聖籠町青少年健全育成町民会議補助金		196	196	196	196	196
		計		196	196	196	196	196
		財源						
一般財源			196	196	196	196	196	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	1105	担当課	社会教育課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	地域青少年健全育成活動補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	青少年健全育成の推進
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	町内の育成会やこども会に補助を行い、町内の青少年及び町民へ還元する。							
意図 (どのような状態にしたいのか)	青少年が未来を切り開いていく意欲や資質・能力を持ち、健やかに成長すること							
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	町内の各集落や地域育成会が行う青少年の健全育成を目的とした活動に対して補助を行う。 定額(実績: 令和元年度 697千円、令和2年度 575千円)							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				子どもを対象とする地域の育成会等の事業に対する補助であり、町の将来を担う子どもたちへの投資と位置づけられることから、事業を現状のまま継続する。

➡

町方針の理由	
--------	--

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	積算根拠の明確化(①)	○	青少年に関する事業活動に要する経費に対する定額補助である。収支計画等により補助金額を精査するとともに、積算根拠の明確化を検討する。	定額補助であるが、補助対象者の収支状況を把握・確認しながら、補助金額を精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	青少年に関する事業活動に要する経費に対する定額補助である。収支計画等により補助金額を精査するとともに、積算根拠の明確化を検討する。	補助対象者の収支状況を把握・確認しながら、精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	補助対象者に対するアンケート調査について、方法・内容等を検討する。	令和4年度にアンケート調査を実施する。実施したアンケート調査結果を令和5年度以降に反映実施する。	
	③補助率の設定(1/2以内)	○	対象者の規模による上限設定等と併せて、1/2以内の補助率設定について検討する。	令和3年度の検討結果に基づき、必要に応じて、令和4年度に要綱の改正等を行う。	
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	「社会教育だより」で広報及び募集を行う(毎年実施している)。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	青少年の健全育成のための事業活動に要する経費に対する事業費補助である。		
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱に規定されており、補助対象が明確である。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			交付額に見合った適正な予算執行について確認している。繰越額が多い場合には検討が必要と考える。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談及び申請時等、必要に応じ、随時協議・相談を行う。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			700	700	700	700	700
	計		700	700	700	700	700
財源							
	一般財源		700	700	700	700	700

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	1106	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	町指定文化財保護管理補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	文化の振興
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱			
	終了予定	未定	年度					
対 象 (誰、何を)	指定文化財管理者							
意図 (どのような状態にしたいのか)	町指定文化財の保存管理を行い、次世代へ町の文化財を継承するため。							
事業の目的を実現するための具体的内容 (事実関係等を含む)	町指定文化財管理者が文化財を維持管理し後世に伝えていくための費用の一部を補助する(宝積院・大野家・日枝神社・亀塚練馬・蓮潟神楽)。 (補助金額:有形文化財 38千円、無形文化財 47千円)							

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				総合計画において「文化的遺産の保存管理及びその所有者への支援保護の体制づくりの推進に努める」等と定めており、文化財については年数が経るほど歴史的価値が高くなる一方で、維持管理に費用や手間がかかることから、事業を現状のまま継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	積算根拠の明確化(①)	○	補助対象者が文化財を保護管理するための補助である。収支計画等により補助金額を精査すると共に、積算根拠・補助性質を検討する。	令和3年度の検討に基づき、補助金額を精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に積算根拠により予算化する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	補助対象者が文化財を保護管理するための補助である。収支計画等により補助金額を精査すると共に、積算根拠・補助性質を検討する。	令和3年度の検討に基づき、補助金額を精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に積算根拠により予算化する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	補助対象者に対するアンケート調査、適正な保護管理の確認等、方法・内容について検討する。	令和3年度の検討結果に基づき、令和4年度に客観的な効果を測る。	
	③補助率の設定(1/2以内)	×			町文化財の保護管理に要する最低限の補助として金額が設けられており、1/2以内の補助率の設定は難しいと考える。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	既存の文化財施設等を後世へ伝えるための保護管理を目的とした補助であり、補助性質について検討する。	令和3年度の検討結果に基づき対応する。	
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱に規定されており、補助対象が明確である。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			交付額に見合った適正な予算執行について確認している。繰越額が多い場合には検討が必要と考える。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談及び申請時等、必要に応じ、随時協議・相談を行う。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	文化財保護費補助金		203	203	203	203	203
	計		203	203	203	203	203
財源							
	一般財源		203	203	203	203	203

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報									
事業コード	1107	担当課	社会教育課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成	
補助金名	聖籠町スポーツ少年団育成運営補助金						中項目	人生100年時代の学び	
							小項目	生涯学習の展開	
事業年度	開始年度	不明	年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱				
	終了予定	未定	年度						
対 象 (誰、何を)	聖籠町スポーツ少年団加入団体(7種目10団体)								
意 図 (どのような状態 にしたいのか)	少年期のスポーツ事業等を通しての健康増進と、スポーツ活動の普及を図ることを目的とする。								
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	少年期よりスポーツに親しむ習慣を身につけ、スポーツを通して子どもたちの心身の健康と交流を図ることを目的として、入団式、各種大会、交流会等を行う。(平成27年度までは補助金、平成28年度から平成30年度までは奨励金として交付、令和元年度から補助金として交付) 補助額 令和元年度 611,500円、令和2年度 580,000円 各団体補助額算出方法 R1 均等割 45,000円 人数割 人数×500円								

2 委員会評価及び町方針

事業の方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				少年期よりスポーツに親しむ習慣を身につけ、スポーツを通して健康増進を図るとともに、青少年健全育成に努めており、子どもたちの心身の成長に大きく貢献していることから、事業を現状のまま継続する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	積算根拠の明確化(①)	○	事業費補助として、補助対象者への補助率及び上限額の設定と共に、積算根拠の明確化を検討する。	令和3年度に引き続き検討を行い、積算根拠を明確化し、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠に基づき予算化する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	事業費補助として、補助対象者への補助率及び上限額の設定と共に、積算根拠の明確化を検討する。	令和3年度に引き続き検討を行い、積算根拠を明確化し、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠に基づき予算化する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	効果的な測定が行えるように、有効な客観的データについて検討する。	令和3年度に検討した有効な客観的データを基に効果を測る。	
	③補助率の設定(1/2以内)	○	積算根拠の明確化と併せ、補助対象者への1/2の補助率及び上限額の設定について、検討する。	令和3年度に引き続き検討を行い、必要に応じ、要綱を改正する。	
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	事業費補助(事業に要する経費に対する補助)である。		
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性、自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	事業に要する経費に対する補助であるが、具体的な補助対象経費について検討する。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			交付額に見合った適正な予算執行について確認している。繰越額が多い場合には検討が必要と考える。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談及び申請時等、必要に応じ、随時協議・相談を行う。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	スポーツ少年団育成運営補助金		580	580	580	580	580
	計		580	580	580	580	580
財源							
	一般財源		580	580	580	580	580

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	1108	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	スポネットせいらう補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	生涯学習の展開
事業年度	開始年度	平成 18 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱、スポーツ基本法、聖籠町生涯スポーツ推進計画				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	特定非営利活動法人スポネットせいらう							
意 図 (どのような状態にしたいのか)	誰もがいつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加することができる環境づくりを目指し、聖籠町における生涯スポーツ活動の振興を通じて、地域住民の健全な心身の発達と健康の保持増進、コミュニティづくりに寄与することを目的とする。							
事業の目的を実現するための 具体的内容 (事実関係等を含む)	特定非営利活動法人スポネットせいらうが、多様な町民ニーズに対応できる体制と運営ができるように事務所運営や事業費等に要する人件費を主体とした経費を補助する。 定額(14,000千円以内)の運営費補助(実績:令和元年度 13,368千円、令和2年度 4,920千円)							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				町のスポーツ振興において、専門的なノウハウを有する「特定非営利活動法人スポネットせいらう」が、多様な町民ニーズに対応できる体制と運営を維持・継続していくことが必要であることから、支援・補助を現状のまま継続する。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	積算根拠の明確化(①)	○	町のスポーツ振興において、重要な役割を担う補助対象者の体制維持と運営支援を目的とした補助である。収支計画等により精査するとともに、積算根拠を検討する。	令和3年度の検討結果に基づき、補助対象者の収支状況を精査、積算根拠を精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指 摘事項	①積算根拠の明確化	○	町のスポーツ振興において、重要な役割を担う補助対象者の体制維持と運営支援を目的とした補助である。収支計画等により精査するとともに、積算根拠を検討する。	令和3年度の検討結果に基づき、補助対象者の収支状況を精査、積算根拠を精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	客観的な数値として、会員数等を基に効果を測ることを検討する。	令和3年度に検討した会員数等の客観的な数値を基に効果を測る。	
	③補助率の設定(1/2以内)	×			町のスポーツ振興において、重要な役割を担ってきた協力・連携団体であり、組織運営のための補助が不可欠であり、補助率の設定は難しいと考える。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	×			自主財源が乏しく、経済的な支援が必要であり、補助対象者の体制維持と運営支援を目的とした運営に要する経費に対する補助である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	×			町生涯スポーツ振興のため、会費及び参加費を低く抑えていることから、自主財源が乏しく、経済的な自立は難しいと考える。
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	要綱に規定されており、補助対象が明確である。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			交付額に見合った適正な予算執行について確認している。繰越額が多い場合には検討が必要と考える。
	⑨被補助者と町の関わり	○	町が設立に関与している特定非営利活動法人であり、必要に応じ、随時協議・相談を行う。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	スポネットせいらう補助金		4,920	4,920	4,920	4,920	4,920
	計		4,920	4,920	4,920	4,920	4,920
財源							
	一般財源		4,920	4,920	4,920	4,920	4,920

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	1109	担当課	社会教育課	補助性質	運営費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	芸術・スポーツ文化振興奨励金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	文化の振興
事業年度	開始年度	平成 15 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町芸術・スポーツ文化振興奨励金等交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	町民							
意 図 (どのような状態にしたいのか)	芸術・スポーツ文化のまち宣言にのっとり、芸術・スポーツ文化の活動を支援するための報償金(以下「奨励金等」という。)を交付し、町の社会教育に係る芸術・スポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。							
事業の目的を実現するための 具体的内容 (事実関係等を含む)	北信越大会や全国大会・国際大会に出場する個人団体に対し、申請によって奨励金を交付する事業 (公共団体等が主催する全国規模の大会⇒学生団体 70千円、学生個人 15千円、社会人団体 50千円、社会人個人10千円、オリンピック・パラリンピック等の国際大会⇒個人80千円、国際的な強化合宿⇒個人20千円、文化団体連絡協議会加盟団体⇒1団体50千円以内、スポ少団体⇒45千円+1人500円等)							

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	現状のまま継続	町方針	現状のまま継続
				北信越大会や全国大会・国際大会に出場する個人・団体に対し、奨励金の交付により活動を支援する事業であり、国際大会への出場者も輩出しており、一定の効果が認められることから、現状のまま継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別指摘事項	積算根拠の明確化(①)	○	他市町村との比較・検討により、奨励金額の積算・妥当性について検証する。	令和3年度の検証結果を踏まえながら、奨励金額の積算・妥当性について検証すると共に、予算に反映させていく。	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	他市町村との比較・検討により、奨励金額の積算・妥当性について検証する。	令和3年度の検証結果を踏まえながら、奨励金額の積算・妥当性について検証すると共に、予算に反映させていく。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	効果的な測定が行えるように、大会における実績(結果)をはじめ、有効な客観的データについて検討する。	令和3年度に検討した有効な客観的データを基に効果を測る。	
	③補助率の設定(1/2以内)	対象外			大会等参加を対象とした奨励金である。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○	「社会教育だより」で定期的に広報する。	令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	対象外			大会等参加を対象とした奨励金である。
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	○	自主性・自立を阻害する補助ではない。		
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	対象外			大会等参加を対象とした奨励金である。
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	対象外			大会等参加を対象とした奨励金である。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談及び申請時等、必要に応じ、随時協議・相談を行う。		

3 補助金等の推移(見込)

事業費の推移	年度別事業費(千円)		予算額	見込額				
	事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	芸術・スポーツ文化振興奨励金等		1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	
	計		1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	
財源								
	一般財源		1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	

聖籠町補助金等見直し方針（令和3年度）

1 基本情報

事業コード	1110	担当課	社会教育課	補助性質	事業費補助	事業分類	大項目	未来を創る子どもの育成
補助金名	地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業補助金						中項目	人生100年時代の学び
							小項目	生涯学習の展開
事業年度	開始年度	平成 15 年度	根拠法令・ 条例等	聖籠町教育委員会社会教育課補助金交付要綱				
	終了予定	未定 年度						
対 象 (誰、何を)	町が支援しているジュニアスポーツクラブ(フェンシング)							
意図 (どのような状態 にしたいのか)	競技スポーツを町民に普及し、選手を県内外で活躍できるトップアスリートとして強化を図るために交付するもの。							
事業の目的を 実現するための 具体的内容 (事実関係等 を含む)	競技スポーツを町民に普及し、選手を県内外で活躍できるトップアスリートとして強化を図るため、競技スポーツ団体(新潟県が実施する地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業等(以下「新潟県補助事業」という。))の補助金の交付を受けている団体に限る。)の運営に要する経費に対して補助する。							
補助額 令和元年度 529千円、令和2年度 524千円								

2 委員会評価及び町方針

事業の 方向性	委員会評価	見直しのうえ継続	町方針	見直しのうえ継続
	目的に沿った使途になっているか。町民への普及は果たされたのか。定期的な見直しが必要。			町民に競技スポーツを普及し、選手を県内外で活躍できるトップアスリートとして強化を図るための継続した支援が必要であることから、積算根拠の明確化・効果検証の見直しを行いながら事業を継続する。
			町方針の理由	

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
個別 指摘 事項	積算根拠の明確化(①)	○	事業費補助として、県要綱に準拠した形で整理を進め、補助対象経費に基づく明確な積算根拠を検討する。	令和3年度に引き続き検討を行い、補助金について精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	
	事業目的に沿った使途となっているか。	○	事業目的に沿った使途となっている。今後も適切に執行されているか継続して注視していく。		
	町民への普及は果たされたのか。	○	補助金対象者が主体となって、新規団員の獲得を継続して行う。		令和3年4月時点で、町内で5人の小・中学生、高校生が所属し、北信越大会出場を果たしている。競技人口の限られたスポーツにあっては、高い普及状況と考える。

見直し内容		対応	見直し(廃止)計画		
		○・×	令和3年度	令和4年度以降	備考(対応できない理由等)
全体指摘事項	①積算根拠の明確化	○	事業費補助として、県要綱に準拠した形で整理を進め、補助対象経費に基づく明確な積算根拠を検討する。	令和3年度に引き続き検討を行い、補助金について精査するとともに、令和4年度の次年度予算計上時に作成根拠により予算化する。	
	②客観的データに基づく効果測定	○	効果的な測定が行えるように、有効な客観的データについて検討する。	令和3年度に検討した有効な客観的データを基に効果を測る。	
	③補助率の設定(1/2以内)	×			補助対象経費から県補助金を差引いた金額の一定割合を補助率と設定することを検討していく。しかしながら、1/2以内については難しいと考える。
	④町民等への情報開示(周知徹底)	○		令和4年度:町の補助金支出状況について、一覧による公表を行う。	
	⑤運営費補助から事業費補助への移行	○	事業費補助(事業に要する経費に対する補助)である。		
	⑥自主性を尊重し、自立を促す補助制度へ	×			町のフェンシング振興及び競技力向上のための補助であり、団体の自立を目指すものではない。
	⑦補助対象外経費の明確化(要綱への規定)	○	新潟県競技スポーツ振興費補助金交付要綱で規定に準じている。		
	⑧補助対象者(団体)の決算状況による制限	×			交付額に見合った適正な予算執行について確認している。繰越額が多い場合には検討が必要と考える。
	⑨被補助者と町の関わり	○	事前相談及び申請時等、必要に応じ、随時協議・相談を行う。		

3 補助金等の推移(見込)

年度別事業費(千円)		予算額	見込額			
事業費項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業補助金		524	484	484	484	484
計		524	484	484	484	484
財源	(県)競技スポーツ振興費補助金	324	284	284	284	284
	一般財源	200	200	200	200	200